

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決  
河原社会保険労務士事務所

紛争解決の代理業務もできる社会保険労務士（特定社会保険労務士）

河原 清市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス [kawahara@kawahara-sr.com](mailto:kawahara@kawahara-sr.com) ホームページ [kawahara-sr.com/](http://kawahara-sr.com/)

### 診療情報提供料も医療費控除の対象になります。

また、確定申告の季節になりました。各事業所・各個人事業所・各個人におかれましては、集計等の計算が大変だと思います。ところで、診療情報提供料も医療費控除の対象になることをご存知でしょうか？

各医療機関に働いている方は、当たり前でしょうが、その他の人、例えば、一般の会社員や自営の人等はそのことを全く知らないのが現状です。

私自身も普段、医師が診療又は治療した内容等を記載した文書は、生命保険会社等へ給付金等を請求する際の提出書類等として使用されることから、医師等の診療又は治療の対価に該当せず、医療費控除の対象にならないと考えていました。

ところが、診療情報提供料は、医療費控除の対象になるのです。

具体的事例で考えます。

私が、スノボーで右手人差し指に切創を負って、A町の診療所を受診し、消毒及び縫合等の応急処置を受けたとします。切創の箇所が指の基部であり、今後運動障害が出現する可能性もあることから、担当の医師と相談の上、その後の治療を自宅近隣のB整形外科病院で受けることとしました。その際、A町の診療所で診察を受けた状況を示した紹介状の交付を受け、その発行に係る手数料としてA町の診療所に本件文書料を支払ったとします。

本件文書料は、診療情報提供料として健康保険の適用の対象（健康保険法 76）とされており、その自己負担額として支払ったものとなります。点数は 250 点になり、750 円請求されることとなります。

これが、まさに医療費控除の対象になるわけです。ぜひ、この情報を有効活用してください。実は、この情報は、国税庁のホームページから入りまして、税について調べる⇒文書回答例⇒所得税というルートから検索をすることができました。

回答年月日は平成 26 年 12 月 1 日で、回答部署は、東京国税庁でした。照合事項は、診療情報提供書に係る診療情報提供料の自己負担の医療費控除の取り扱いについてということでした。

ただ一つだけ疑問が残ります。国税庁の文書によると診療情報提供料の医療費控除の対象には、診療情報提供料の（Ⅰ）しか記載がありません。診療情報提供料には、（Ⅱ）もあります。セカンドオピニオンをお願いする場合があります。それも、健保適用になっています。点数は 500 点、請求額は 1,500 円になります。では、なぜ、これが国税庁の照合事項に入っていないのかの疑問が残ります。